

7月2日(日)は兵庫県知事選挙の投票日です

任期満了に伴う兵庫県知事選挙が7月2日(日)に行われます。投票時間は午前7時～午後8時です。

開票は午後9時から総合市民センターで行います。

■問合せ 選挙管理委員会 (市役所内線347)

◆投票できる方

今回の選挙で投票できる方は次の要件に該当し、選挙人名簿に登録されている方です。

①平成11年7月3日までに生まれた方

②今年3月14日までに住民登録(転入届)を行い、引き続き3カ月以上西脇市の住民基本台帳に登録されている方

◆転居された方(市内で住所を移動された方)

今年6月1日までに転居届をされた方は、新住所地の投票所で投票できます。6月2日以降に転居届をされた方は、

前住所地の投票所で投票してください。

◆転入・転出された方

今年3月15日以降に兵庫県内の他市町から転入された方は、前住所地の投票所で投票できます。

兵庫県内の他市町へ転出された方は、西脇市内の前住所地で投票できます。

選挙権の有無や投票方法については選挙管理委員会までお問い合わせください。

◆県外へ転出された方

県外へ転出された方は投票できません。

◆投票所入場券

投票所入場券を6月15日(木)以降に郵送します。入場券は、投票の棄権防止や投票所の確認、整理などのために発行するものです。入場券がなくても投票できます。



平成29年10月29日(日)執行予定 西脇市長・西脇市議会議員選挙 立候補予定者説明会

○市長選挙立候補予定者説明会

・とき 8月9日(水) 午後1時30分～

・ところ 市民会館中ホール

○市議会議員選挙立候補予定者説明会

・とき 8月9日(水) 午後3時30分～

・ところ 市民会館中ホール

◆出席者

1候補者あたり3名以内

◆内容

各種届出、選挙運動、選挙公営等について

◆問合せ

選挙管理委員会 (市役所内線347)

平成30年4月採用西脇市職員を募集します

■試験案内・申込書の配布

総務部総務課 (市役所2階)

【郵便による請求】

封筒の表に「○○○受験案内請求」(例:一般事務職受験案内請求)と朱書きし、角2サイズの返信用封筒を同封して右記へ請求してください(120円切手を貼付し返送先の住所、氏名を明記のこと)。

申込書など様式はホームページからダウンロードすることもできます。



◇受付期間

5月29日(月)～6月16日(金)

午前8時30分～午後5時(土・日を除く)

◇第1次試験 受験申込書による書面審査

◇第2次試験 7月22日(土)、23日(日)

◇最終合格発表 8月下旬

◇申込み・問合せ

総務部総務課

〒677-8511 西脇市郷瀬町605

(市役所内線209)

■行政職募集要項

職種	予定人員	受験資格
一般事務職	10名程度	平成5年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方(平成30年3月に卒業見込みの方を含む)。ただし、平成30年3月に高等学校卒業見込みの方は除く。
一般事務職(社会人経験者)		昭和57年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方で、民間企業等での職務経験が平成29年5月31日現在で通算して3年以上(平成元年4月2日以降に生まれた方は2年以上)ある方
土木職	若干名	平成5年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方で、学校教育法に基づく高等学校相当以上においてこの職に関する専門課程(専門学校において専門士以上の称号を授与された方を含む。)を修めて卒業された方、または平成30年3月に卒業見込みの方。ただし、平成30年3月に高等学校卒業見込みの方は除く。大学院を修了された方については、昭和62年4月2日以降に生まれた方で、この職に関する専門課程を修了された方
土木職(社会人経験者)		昭和57年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方で、学校教育法に基づく高等学校相当以上においてこの職に関する専門課程(専門学校において専門士以上の称号を授与された方を含む。)を修めて卒業後、民間企業等でこの職に関する職務経験が平成29年5月31日現在で通算して3年以上(平成元年4月2日以降に生まれた方は2年以上)ある方

ごみダイエット通信

■環境課(☎223111)

第2話 ごみ処理基本計画を策定中

西脇市は多可町とともに新たなごみ処理施設の整備に向けて動き出しています。今回は、その施設整備の基礎となる「基本計画」について紹介します。

◆一般廃棄物処理(ごみ処理)基本計画を策定中

ごみ処理施設を建設するためには、国の交付金を得るための循環型社会形成推進地域計画や、施設を整備するための基本計画などさまざまな計画が必要です。それらの計画の基礎となるのが、現在策定中の「一般廃棄物処理(ごみ処理)基本計画」です。この計画では、現在のごみ量を把握し、ごみの発生量を減らしたり資源化を推進するなど、ごみの適正な処理を進めるためにごみの発生量や処理量などの必要な基本事項について定めます。

大事なことは、どのようにしてごみを減らすかということ。そして、「ごみを燃やす」から「生かす」まじづくりを推進するため、「ごみは資源」



計画策定の諮問をする市長(左)

◆環境審議会を開催

西脇市環境審議会を開催し、学識経験者や市民、各種団体の代表者、関係行政機関の職員など19名が基本計画策定に向け審議をしています。ごみに関する現状や課題を把握した中で、実現可能な取り組みを定めていきます。

秋にはこの計画についてパブリックコメントを予定しています。広報などでお知らせしますので、ご意見をお寄せください。

◆郵便などによる不在者投票

身体に重度の障害があつて投票に行けない方のために、自宅で郵便などにより投票ができる制度があります。

対象は障害などの程度が左の表の基準に当てはまる方に限ります。投票には、あらかじめ選挙管理委員会が郵便等投票証明書の交付を受けておき、その証明書を添えて投票用紙等を請求することが必要です。

■郵便などによる不在者投票対象者

手帳などの種類	障害の種類	障害などの程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級、2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級、3級
	免疫、肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証		要介護5